



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

756	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
757	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
758	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	2
759	"	( " ).....	2
760	"	( " ).....	2
761	救急病院の認定	(医務課).....	2
762	大規模小売店舗立地法による有田市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	3
763	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	3
764	道路の区域決定	(道路保全課).....	4
765	自転車歩行者専用道路の指定	( " ).....	4
766	道路の供用開始	( " ).....	4
767	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5
768	"	( " ).....	5
769	"	( " ).....	5

## 告 示

### 和歌山県告示第756号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年8月24日まで縦覧に供する。

平成28年7月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成28年6月24日

#### 2 名称

特定非営利活動法人福祉文化学院春風会

#### 3 代表者の氏名

三木拓哉

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市和歌浦中一丁目1番15号

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、県民に対して、福祉に係わるボランティア等の人材育成を通じて、地域福祉発展の為の研究や地域福祉の相談援助等を行い、福祉のまちづくりの構築、安心できる福祉環境の保全に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第757号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3052200122	デイサービス上屋敷	田辺市上屋敷二丁目12番7号	放課後等デイサービス	株式会社たちき	和歌山市東高松二丁目9番16号	平成28.7.1

## 和歌山県告示第758号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800343	ヘルパーステーション小春日和	岩出市西国分793-1	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社ソワソワ	岩出市西国分793-1	平成28.7.1

## 和歌山県告示第759号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012200097	訪問介護支援センター	田辺市たきない町22-13	同行援護	特定なし	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖1475-201	平成28.7.1

## 和歌山県告示第760号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012410332	さくらホームヘルプサービス白浜	西牟婁郡白浜町堅田2497-59	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	有限会社エス・オー・イー	田辺市下三栖1471-10	平成28.7.1

## 和歌山県告示第761号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 国保日高総合病院
- 2 所在地 御坊市菌116番地2
- 3 有効期限 平成31年6月30日

#### 和歌山県告示第762号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）デリシャス広岡有田店  
和歌山県有田市宮崎町字箕川123番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成28年和歌山県告示第112号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）  
有田市産業振興課（有田市箕島50番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成28年7月8日から同年8月8日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第763号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業東谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成28年7月8日

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年7月11日から同年8月8日まで
- 3 縦覧場所  
和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び串本町産業課

## 和歌山県告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市学文路字金尾松881番3地先から同市賢堂1061番地先まで	新	3.00 } 18.20	3,157.00	

## 和歌山県告示第765号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定する道路の部分

区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市学文路字金尾松881番3地先から同市賢堂1061番地先まで	3.00 } 18.20	3,157.00	

- 4 指定する期日 平成28年7月8日

## 和歌山県告示第766号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 橋本市学文路字金尾松881番3地先から同市賢堂1061番地先まで

供用開始の期日 平成28年7月8日

#### 和歌山県告示第767号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3340	岩出市曾屋字白才428番1の一部	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 28. 6. 27	6. 00 ） 6. 40	57. 11

#### 和歌山県告示第768号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3345	岩出市金池字安場252番1の一部	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 28. 6. 27	6. 00	29. 69

#### 和歌山県告示第769号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3349	西牟婁郡上富田町朝来字沖之芝821番1の一部、821番2の一部、水路	田辺市文里一丁目21番30号 有限会社大平 代表取締役 奥平秀尚	平成 28. 6. 27	5. 00	26. 03